

令和元年度
介護保険サービス事業者等集団指導説明資料



運営上の留意事項について
(全サービス共通、居宅サービス関係 特記事項)

兵庫県健康福祉部少子高齢局
高齢政策課 介護基盤整備班



介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて

【共通事項】

介護保険給付の対象となる指定居宅サービスと明確に区分されるサービス

【訪問サービス】

- 利用者¹と事業者²の間の契約に基づき、保険外サービスと保険給付対象サービスとを明確に区分し、利用者の自己負担によってサービスを提供することが可能。
- 保険外サービスは、保険給付対象サービスの前後に連続して提供する場合と、保険給付対象サービスの提供中に、一旦、保険給付対象サービスの提供を中断した上で保険外サービスを提供し、その後保険給付対象サービスを提供する場合がある。

※訪問介護において、利用者本人分の料理と同居家族分の料理を同時に調理するといったように、訪問介護と保険外サービスを同時一体的に提供することはできない。

■ 遵守事項

- ①保険外サービスの事業の目的、利用料等を介護事業所の運営規程とは別に定めること
- ②契約締結時には、①の概要及び重要事項を記した文書で丁寧に説明を行い、同意を得ること
- ③契約締結前後に、担当ケアマネジャーにサービス内容等を報告すること
- ④利用者の認知機能が低下しているおそれがあることを十分に踏まえ、保険外サービス提供時に、別サービスであることを利用者が認識しやくなるような配慮を行うこと
- ⑤保険外サービスの利用料は別に費用請求し、会計を区分すること

※ 利用者保護の観点から、提供した保険外サービスに関する苦情受付窓口の設置等必要な措置を講じること

介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて

【通所サービス:通所介護提供中の利用者に保険外サービスを提供する場合】

- 通所介護事業所内において提供されるサービスについては、保険外サービスと区分することは基本的に困難であるが、理美容サービスについては、通所介護と明確に区分可能なため、利用者の自己負担により受けることは可能。また、通所サービスのサービス提供時間帯における併設医療機関の受診は、緊急やむを得ない場合に限り認められる。(上記いずれの場合も、通所サービスの提供時間には含まない)

1 通所介護と組み合わせて提供することが可能なサービス

以下の①～④の保険外サービスについては、通所介護と明確に区分することが可能

- ① 事業所内で、理美容サービス又は健康診断、予防接種若しくは採血(以下「巡回健診等」という。)を行うこと
- ② 利用者個人の希望により通所介護事業所から外出する際に、保険外サービスとして個別に同行支援を行うこと
- ③ 物販・移動販売やレンタルサービス
- ④ 買い物等代行サービス

介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて

2 遵守事項

【I 共通事項】

① 通所介護と保険外サービスを明確に区分する方法

- ・保険外サービスの事業の目的、運営方針、利用料等を、運営規程とは別に定めること
- ・利用者に対し、利用者のサービス選択に資する重要事項を記した文書をもって丁寧に説明を行い、保険外サービスの内容、提供時間、利用料等について同意を得ること
- ・契約締結前に、利用者の担当ケアマネジャーに対し、サービスの内容や提供時間等を報告すること(その際、ケアマネジャーは必要に応じて保険外サービスを居宅サービス計画に記載すること)
- ・通所介護の利用料は別に費用請求し、会計を区分すること
- ・通所介護の提供時間には保険外サービスの提供時間を含めず、かつ、その前後に提供した通所介護の提供時間を合算し、1回の通所介護の提供として取り扱うこと

② 利用者保護の観点からの留意事項

- ・通所介護事業所職員以外が保険外サービスを提供する場合には、当該提供主体との間で、事故発生時における対応方法を明確にすること
- ・保険外サービスに関する苦情に対応するため、苦情受付窓口設置等必要な措置を講じること
- ・通所介護事業者は、利用者に対して、特定の事業者のサービスを利用させることの対象として、当該事業者から金品その他の財産上の収益を収受してはならない

介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて

2 遵守事項

【Ⅱ 事業所内において、巡回健診等の保険外サービスを行う場合】

- ・ 医療法等の関係法規を遵守すること
 - ・ 「医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて」(平成27年3月31日医政発0331第11号)を遵守すること
- ※ 鍼灸や柔道整復等の施術を行うことはできず、無資格者によるマッサージの提供は禁止

【Ⅲ 利用者個人の希望により通所介護事業所から外出する際に、保険外サービスとして個別に同行支援を行う場合】

- ・ 通所介護事業所の職員が同行支援等の保険外サービスを提供する場合は、その時間は通所介護の従事時間に含まれないため、事業所の人員配置基準に留意すること
 - ・ 道路運送法や医療法等の関係法規を遵守すること
- 例1 利用者個人のニーズにかかわらず、複数の利用者を一律にまとめて医療機関への受診同行支援を行うことは、適当ではない
- 例2 利用者個人の希望により有償で提供するサービスに付随し、事業所の車両で送迎を行う場合には、道路運送法に基づく許可・登録が必要

介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて

2 遵守事項

【IV 物販・移動販売やレンタルサービスを行う場合】

- ・認知機能が低下している利用者には高額な商品等の販売を行わないこと
- ・その他の利用者に対しても、その旨をあらかじめ家族やケアマネジャーに連絡すること
- ・食品衛生法等の関係法規を遵守すること

介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて

【通所サービス:通所介護を提供していない休日や夜間等に事業所の人員・設備を活用して保険外サービスを提供する場合】

・通所介護事業所の設備を活用することが利用者に対し支障がないこと、通所介護と保険外サービスを明確に区分すること等が必要

・夜間及び深夜に宿泊サービスを提供することについては、指定居宅サービス基準第95条第4号及び「指定通所介護事業書等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について」(平成27年4月30日老振発0430第1号・老老発0430第1号・老推発0430第1号)」に定める基準を守ること。

例1 宿泊サービスの内容を、サービス提供開始前に指定権者に届け出ること

例2 宿泊サービスの届出内容を県に報告し、情報公表制度を活用して公表すること

例3 サービス提供時間帯を通じて、夜勤職員として介護職又は看護職を常時1人以上確保

例4 宿泊室の床面積は、1室当たり7.43㎡以上とすること 等

その他、事業所の人員や設備を活用して保険外サービスを提供する場合として、例えば以下のようなサービスの提供が可能

・事業所設備を、通所サービスを提供していない時間帯に、地域交流会や住民向け説明会等に活用すること

・事業所の人員・設備を、通所サービスをしていない夜間及び深夜に、宿泊サービスに活用すること

介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて

【通所サービス:通所介護利用者と保険外サービス利用者の双方にサービスを提供する場合】

■ 前提:通所介護と保険外サービスを明確に区分していること

■ サービス提供が可能な例

・通所介護事業所において、通所介護の利用者とそれ以外の地域住民が混在している状況下で、体操教室を実施すること。

・通所介護事業所において、通所介護とは別室で、通所介護に従事する職員とは別の人員が、地域住民向けのサービスを提供すること。

■ 遵守事項

・保険外サービスに関する情報(サービス提供事業者名、サービス提供時間等)を記録すること

・通所介護と保険外サービスの利用者が混在する場合は、通所介護利用者に支障がない場合のみ保険外サービス提供が可能となるため、①両サービスの利用者の合計数に対し、事業所の人員基準を満たすように職員が配置されていること、かつ、②両サービスの利用者の合計数が、事業所の利用定員を超えないこと

【区分支給限度額を超過している利用者に対し、超過分のサービスを提供する場合】

・区分支給限度額を超えてなお介護保険サービスと同等のサービスを提供する場合は、サービス内容が介護保険サービスと同等であることを踏まえ、介護保険サービスにおいて事業者を支払われる額と同水準とすることが望ましい。

・利用者等に対し、介護保険サービスと保険外サービスの違いを文書によって丁寧に説明し、同意をえることにより、介護保険サービスにおいて事業者を支払われる費用額とは別の価格設定が可能。

介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて

【保険外サービスを提供する場合の個人情報の取扱いについて】

- ・保険外サービスの提供にあたり取得した個人情報の取扱いについては、個人情報保護法及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守すること。
- ・介護保険サービスの提供のために利用者から取得した個人情報を、保険外サービスの提供に利用するには、個人情報の取得の際に、あらかじめその利用目的を公表する等の措置を講ずる必要がある。（そうしないと、個人情報の目的外利用となる）

訪問介護

【介護職員の髭剃り行為】

身体整容の一環として行う髭の手入れにおいて、介護職員がカミソリ(T字カミソリを含む)を使用することは可能である。以下厚労省老健局振興課基準第一係からの聴取事項。

- ①老計第10号1-2-5身体整容(日常的な行為としての身体整容)の中で例示されている「髭の手入れ」は、理容師法の理容業には該当しないと解釈している。
- ②そのため、身体整容の一環としてT字カミソリ又は電動カミソリを使用した介護サービスを介護職員が行うことは可能である。
- ③使用するカミソリについては、本人が日常的に使用しているもの、又は介護職員が持ち込む場合は衛生的なものを準備すべきと考える。

【サービス提供責任者の責務の拡大】

- サービス提供責任者は、訪問介護職員に利用者の服薬状況や口腔機能等の心身又は生活状況に係る情報を報告するよう指示するとともに、重要な内容についてはケアマネージャーに情報の提供を行わなければならない。
- 生活援助従事者研修修了者の初回訪問時にはサービス提供責任者が同行するなど、OJTを通じて支援し、緊急時の対応等についても指導するとともに、適切な業務管理を行うこととする。
- 訪問介護の所要時間については、実際の提供時間ではなく、標準的な時間を基準としてケアプランが作成される。一方で、標準時間と実際の提供時間が著しく剥離している場合には、実際の提供時間に応じた時間にプランを変更すべきであることから、サービス提供責任者は、提供時間を記録するとともに、実際のサービス提供時間が短時間となっている状態が1ヶ月以上続いた場合には、ケアマネージャーと調整の上、訪問介護計画の見直しを行わなければならない。

医療保険と介護保険の訪問看護対象者のイメージ (図)

【医療保険】

【介護保険】

小児等40歳未満の者、
要介護者・要支援者
以外

(原則週3日以内)

要支援者・要介護者

(限度基準額内 無制限)
(ケアプランで定める)

厚生労働大臣が定める者
(特掲診療料・別表第7※¹)

特別訪問看護指示書^注の交付を受けた者
有効期間:14日間 (一部、2回交付可※²)

厚生労働大臣が
定める者
(特掲診療料・
別表第8※³)

認知症以外の精神疾患

算定日数
制限無し

※1: 別表第7

末期の悪性腫瘍
多発性硬化症
重症筋無力症
スモン
筋萎縮性側索硬化症
脊髄小脳変性症
ハンチントン病
進行性筋ジストロフィー症
パーキンソン病関連疾患
多系統萎縮症

プリオン病

亜急性硬化性全脳炎
ライソゾーム病
副腎白質ジストロフィー
脊髄性筋萎縮症
球脊髄性筋萎縮症
慢性炎症性脱髄性多発神経炎
後天性免疫不全症候群
頸髄損傷
人工呼吸器を使用している状態

※2: 特別訪問看護指示書を月2回交付できる者 (有効期間: 28日間)

- ・気管カニューレを使用している状態にある者
- ・真皮を超える褥瘡の状態にある者

注: 特別訪問看護指示書

患者の主治医が、診療に基づき、急性増悪等により一時的に頻回(週4日以上)の訪問看護を行う必要性を認め、訪問看護ステーションに対して交付する指示書。

※3: 別表第8

- 1 在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- 2 以下のいずれかを受けている状態にある者
在宅自己腹膜透析指導管理
在宅血液透析指導管理
在宅酸素療法指導管理
在宅中心静脈栄養法指導管理
在宅成分栄養経管栄養法指導管理
在宅自己導尿指導管理
在宅人工呼吸指導管理
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
在宅自己疼痛管理指導管理
在宅肺高血圧症患者指導管理
- 3 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
- 4 真皮を超える褥瘡の状態にある者
- 5 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

令和元年度介護報酬改定により変更される重要事項説明書の取扱いについて

- 令和元年10月の消費税率の引上げに伴う介護報酬改定(介護職員等特定処遇改善加算の創設を含みます)により、介護保険サービスの利用料等が変更され、重要事項説明書を変更する必要がある場合、当該変更にあたっての利用者・家族への説明及び同意については、利用者の保護の観点と事業者の事務負担軽減の観点とのバランスを考えた上で、各事業者の判断により、例えば次のような対応を取ることも可能

【対応例】

- 利用者負担額改定表を紙で配付する等を行った上で、利用者又はその家族に説明し、負担額改定について理解を得る。
- その場合、利用者負担額の改定に同意した旨の署名・捺印は必ずしも要しないが、各介護事業所が上記説明を行った日時・方法・対象者を明確に記録し、保存しておく。

(参考)令和元年9月18日付け事務連絡(厚生労働省老健局)

「令和元年度介護報酬改定により変更される重要事項説明書の取扱いについて」